

改正

平成28年3月28日告示第67号
 平成29年5月30日告示第136号
 平成30年3月30日告示第92号
 平成30年9月7日告示第245号

檜原市防犯灯設置補助金交付要綱

檜原市防犯灯設置補助金交付要綱（平成24年檜原市告示第62号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、安全で住みよいまちづくりの実現を図るため防犯灯を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、檜原市補助金等交付規則（平成15年檜原市規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）防犯灯 集落を形成する地域内にあつて、居住する住民等の多数が生活道路として利用している市道その他公共の用に供する道路又はこれに準ずる道路に沿つて、夜間における歩行者の安全確保及び路上犯罪の未然防止のため、電柱又は鉄柱に設置する道路照明灯をいう。
- （2）LED灯 光源に発光ダイオードを使用した防犯灯で、消費電力が10ワット以下のものをいう。
- （3）適合LED灯 市長が別に定める設置基準（以下「設置基準」という。）に適合するLED灯をいう。
- （4）鉄柱 防犯灯の設置を希望する場所付近に電柱等がない場合に、防犯灯灯具を設置するための鉄管ポールをいう。
- （5）適合鉄柱 設置基準に適合する鉄柱をいう。

（対象者）

第3条 防犯灯設置補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次条に規定する防犯灯を設置する自治組織で、当該防犯灯の維持及び管理を適正に行うことができる者とする。

（補助事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとする。

- （1）適合LED灯又は適合LED灯と適合鉄柱を新たに設置する事業
- （2）老朽化した防犯灯又は鉄柱（市が設置し、又はその設置に補助を行った鉄柱で、現に防犯灯が設置されているものに限る。次号において同じ。）を新たな適合LED灯又は適合鉄柱に更新する事業
- （3）修復不能の損傷（管理の瑕疵によるもの又は補償を求めることができるものを除く。）を受けた防犯灯又は鉄柱を新たな適合LED灯又は適合鉄柱に更新する事業

（補助対象経費等）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）並びにその補助率及び補助上限額は次のとおりとする。

補助対象経費	補助率	補助上限額
適合LED灯の調達及び設置並びに防犯灯の廃棄に要する費用（電気の引込みに係る工事費用を除く。）	9割	設置又は更新する防犯灯1灯当たり 10,000円
適合鉄柱の調達及び設置に要する費用	9割	5.5mの鉄柱1本当たり27,000円 6.3mの鉄柱1本当たり29,000円
関西電力が所有する柱への適合LED	10割	関西電力が定める一定の金額（以下この表において

ED灯の新設工事費（電気の引込みに係る工事費用に限る。）		「関電指定金額」という。）
N T Tが単独で所有する柱への適合LED灯の新設工事費（電気の引込みに係る工事費用に限る。）	10割	関電指定金額
関西電力への申請手数料	10割	1灯当たり 1,000円 1申請当たり 30,000円
N T Tへの申請手数料	10割	1灯当たり 1,000円 1申請当たり 30,000円
鉄柱撤去費	9割	1本当たり 4,500円

2 補助金の額は、対象者が補助事業の実施に当たり実際に支出した補助対象経費ごとに、前項の表にそれぞれ定める補助率を乗じ、100円未満を切り捨てた額（当該額が前項の表に定める補助上限額を超えるものにあつては、当該補助上限額）の合計とする。

（事前協議）

第6条 申請者は、防犯灯の設置場所及び設置数等について、市と事前に協議しなければならない。

2 申請者は、自治組織の代表者で、橿原市に住所を有するとともに現に居住している者とする。

（交付申請）

第7条 申請者は、橿原市防犯灯設置補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、補助事業着手前に市長に提出しなければならない。

- (1) 事前協議書の写し
- (2) 見積書の写し
- (3) 設置場所の分かる図面
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容の審査及び現地の調査等を行い、速やかに交付の可否を決定し、補助金を交付する決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、橿原市防犯灯設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により、また、補助金の不交付の決定をしたときは、橿原市防犯灯設置補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとし、申請者は、交付決定を受けた後、補助事業に着手するものとする。

2 市長は、交付決定において、補助金交付の目的を達成するため必要と認めるときは、条件を付することができる。

（事業変更の申請等）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく橿原市防犯灯設置補助金交付変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

- (1) 補助対象経費を変更する場合
- (2) 補助事業の内容を変更する場合

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容の審査及び現地の調査等を行い、速やかに変更の可否を決定し、変更の決定をしたときは、橿原市防犯灯設置補助金交付変更承認通知書（様式第5号）により、補助金の不交付の決定をしたときは、橿原市防犯灯設置補助金不交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

（報告書の提出並びに補助金の請求及び交付）

第10条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、補助事業の属する年度内に、速やかに橿原市防犯灯設置完了等報告書（様式第6号。以下「報告書」という。）及び橿原市防犯灯設置補助金交付請求書（様式第7号。以下「交付請求書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 設置等に要した費用に係る請求書の写し
- (2) 設置又は撤去前の現場の写真
- (3) 補助対象である防犯灯及び鉄柱の設置又は撤去完了写真

(4) 補助金の振込先口座に係る通帳の写し

2 前項の報告書及び交付請求書の提出を受けたときは、市長はその内容を精査し、補助金を交付するものとする。

(領収書の提出)

第11条 前条第2項の規定により補助金の交付を受けた補助決定者は、当該補助金を速やかに前条第1項第1号の請求書に係る請求の支払いに充てるとともに、その支払いについての領収書を直ちに市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第12条 市長は、前条の規定による領収書の提出を受けたときは、檀原市防犯灯設置補助金確定通知書(様式第8号)により、補助金の確定額を補助決定者に通知するものとする。

(補助金の返還等)

第13条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、檀原市防犯灯設置補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、檀原市防犯灯設置補助金返還命令書(様式第10号)により返還を求めるものとする。

(1) この要綱又は市長が付した条件に違反した場合

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付申請を行ったとき又は補助金の交付を受けた場合

(3) やむを得ない事由により補助事業を中止した場合

(善管注意義務)

第14条 申請者は補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)については補助事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施し、同日以後に補助の対象となる防犯灯を設置した者に対し適用する。

附 則 (平成28年3月28日告示第67号)

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則 (平成29年5月30日告示第136号)

この要綱は、平成29年6月1日から実施する。

附 則 (平成30年3月30日告示第92号)

1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

2 この要綱による改正後の檀原市防犯灯設置補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日(以下「実施日」という。)以降に交付決定を行う補助金について適用し、実施日前に交付決定を行った補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年9月7日告示第245号)

この要綱は、告示の日から実施する。

様式第1号 (第7条関係)

榎原市防犯灯設置補助金交付申請書 (新設置・再設置)

年 月 日

(宛先) 榎原市長

代表者名 _____ (申請者) _____ 自治会
 住 所 榎原市 _____ 町 _____ 印
 電話番号 _____ - _____
 電気料金負担者名 _____
 (電話番号 _____ - _____)

防犯灯設置補助金の交付について、榎原市防犯灯設置補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

1 防犯灯設置数等

	LED灯	鉄 柱		備 考
		6.3m	5.5m	
設 置 数				
設 置 形 態	関電柱	/		
	NTT柱			
	鉄 柱 新設			
	鉄 柱 既設			
その他 ()				

2 設置灯具 別紙 設置場所及び設置灯具の詳細のとおり

3 設置業者名

4 事業費 _____ 円

5 交付申請額 _____ 円

6 設置予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

7 添付書類

- ・ 事前協議書の写し
- ・ 設置費用に係る見積書の写し
- ・ 設置場所の分かる地図

受 付 欄

設置場所及び設置灯具の詳細

番号	設置場所	設置灯具	設置形態
①	町 番地 付近	メーカー 品名 鉄柱 m	関電柱 (番号) NTT柱 (番号) 鉄柱 (既設・新設)
②	町 番地 付近	メーカー 品名 鉄柱 m	関電柱 (番号) NTT柱 (番号) 鉄柱 (既設・新設)
③	町 番地 付近	メーカー 品名 鉄柱 m	関電柱 (番号) NTT柱 (番号) 鉄柱 (既設・新設)
④	町 番地 付近	メーカー 品名 鉄柱 m	関電柱 (番号) NTT柱 (番号) 鉄柱 (既設・新設)
⑤	町 番地 付近	メーカー 品名 鉄柱 m	関電柱 (番号) NTT柱 (番号) 鉄柱 (既設・新設)
⑥	町 番地 付近	メーカー 品名 鉄柱 m	関電柱 (番号) NTT柱 (番号) 鉄柱 (既設・新設)
⑦	町 番地 付近	メーカー 品名 鉄柱 m	関電柱 (番号) NTT柱 (番号) 鉄柱 (既設・新設)
⑧	町 番地 付近	メーカー 品名 鉄柱 m	関電柱 (番号) NTT柱 (番号) 鉄柱 (既設・新設)
⑨	町 番地 付近	メーカー 品名 鉄柱 m	関電柱 (番号) NTT柱 (番号) 鉄柱 (既設・新設)
⑩	町 番地 付近	メーカー 品名 鉄柱 m	関電柱 (番号) NTT柱 (番号) 鉄柱 (既設・新設)

榿原市指令第 号

年 月 日

様

榿原市長

榿原市防犯灯設置補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった防犯灯設置事業の補助金について、下記のとおり決定したので、榿原市防犯灯設置補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業名 防犯灯設置事業
- 2 交付金額 金 円
- 3 交付の条件 設置後は適正に維持管理をすること。
設置後の電気料金については申請者で負担すること。

榑原市指令第 号
年 月 日

様

榑原市長

榑原市防犯灯設置補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった防犯灯設置事業の補助金について、下記の
とおり不交付と決定したので、榑原市防犯灯設置補助金交付要綱第 条の規定により通知
します。

記

- 1 補助事業名 防犯灯設置事業
- 2 交付申請額 金 円
- 3 不交付の理由

年 月 日

（宛先） 榑原市長

	(申請者)	自治会
代表者名	_____	印
住 所 榑原市	_____	町
電話番号	_____	-
電気料金負担者名	_____	
	(電話番号	-)

榑原市防犯灯設置補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け榑原市指令第 号で交付決定通知のあった防犯灯設置補助金について下記のとおり変更したいので、榑原市防犯灯設置補助金交付要綱第9条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1. 補助事業名 防犯灯設置事業
- 2. 指令番号（変更前） 年 指令第 号
- 3. 変更の理由
- 4. 変更の期日 年 月 日
- 5. 変更の内容

変更前の内容（金額を含む。）	変更後の内容（金額を含む。）

6. 添付書類

- (1) 変更内容概要書
- (2) 変更後の見積書の写し

(注) 内容が変更となるものについてのみ変更部分を明記して提出すること。

様式第5号（第9条関係）

檀原市指令第 号
年 月 日

様

檀原市長

檀原市防犯灯設置補助金交付変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった防犯灯設置事業の補助金について、下記のとおり承認したので、檀原市防犯灯設置補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1. 補助事業名 防犯灯設置事業
2. 指令番号（変更前） 年 指令第 号
3. 変更の理由
4. 変更の期日 年 月 日
5. 変更の内容

変更前の内容（金額を含む。）	変更後の内容（金額を含む。）

様式第6号（第10条関係）

榑原市防犯灯設置完了等報告書

年 月 日

（宛先）榑原市長

代表者名 _____ (申請者) _____ 自治会
 住 所 榑原市 _____ 町 _____ 印
 （電話番号 _____ - _____ ）

防犯灯の設置等を完了しましたので、榑原市防犯灯設置補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり報告します。

1 設置灯具等の種類及び数

灯具等の種類・型番	数
LED灯 ()	
鉄柱 (M、φ)	

2 設置完了日 _____ 年 月 日

3 設置業者

4 事業費 _____ 円

5 交付決定額 _____ 円

6 添付書類

- （1）設置（撤去）前の現場の写真
- （2）設置（撤去）後の現場の写真
- （3）設置等に要した費用に係る請求書の写し
- （4）通帳の写し

榎原市防犯灯設置補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 榎原市長

(申請者) _____ 自治会
 代表者名 _____ 印
 住 所 榎原市 _____ 町 _____
 (電話番号 _____ - _____)

年 月 日付け榎原市指令第 _____ 号で交付決定通知のあった防犯灯設置補助金に
 ついて、榎原市防犯灯設置補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり請求し
 ます。

記

- 1 補助事業名 防犯灯設置事業
- 2 交付請求額 金 _____ 円
- 3 設置完了日 _____ 年 月 日
- 4 振込先

金融機関名	銀行 農協 信用組合 信用金庫 労働金庫			本店 支店 出張所 本所 支所
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号		
フリガナ				
口座名義				

第 号
年 月 日

様

榑原市長

榑原市防犯灯設置補助金確定通知書

年 月 日付けで完了報告のあった防犯灯設置事業について、下記のとおり補助金の額を確定したので、榑原市防犯灯設置補助金交付要綱第12条の規定に基づき、通知します。

記

補助金確定額 金 円

様式第9号(第13条関係)

橿原市指令第 号

年 月 日

様

橿原市長

橿原市防犯灯設置補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け橿原市指令第 号で交付決定した橿原市防犯灯設置補助金については、下記のとおり決定の全部又は一部を取り消しましたので、橿原市防犯灯設置補助金交付要綱第13条の規定に基づき、通知します。

記

補助年度	年度	補助事業名	防犯灯設置事業
交付決定の全部又は一部を取り消した内容			
上記の決定をした理由			

第 号
年 月 日

様

榑原市長

榑原市防犯灯設置補助金返還命令書

このことについて、榑原市防犯灯設置補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 事業名 防犯灯設置事業
- 2 補助金 防犯灯設置補助金
- 3 補助金交付決定額 金 円
- 4 返還金額 金 円
- 5 返還期限 年 月 日
- 6 返還理由

- 7 返還方法